

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成30年7月5日(木)
午前10時から正午まで
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 会長 宮川 隆、副会長 梅村 均、櫻井 伸賢、大野 慎治、
鈴木 麻住、塚本 秋雄、相原 俊一、鬼頭 博和、梶谷 規子、
木村 冬樹、堀 巖、黒川 武、関戸 郁文、伊藤 隆信
- 5 事務局出席者 議会事務局長 隅田 昌輝、同主任 高野真理子
- 6 会長あいさつ 遅刻者がいるため、審議の順を変更する。
- 7 その他

・行政視察の今後の予定について

宮川会長：行政視察受入れの対応は、全員参加としていたのをやめ、今後は参加できる人が出席を。また、説明は担当委員会にもお願いしていくので協力をお願いしたい。

・防災訓練の役割分担について

宮川会長：南小学校での防災訓練は、今回の課題はどうするか。消防団、地区の係などだろうかと思うが、議員の安否確認は、各会派代表者が行き、議長に報告すること。流れは昨年度と同様。集合時間は特段、定めないこととしてよろしいか。

塚本議員：本年度の防災訓練は欠席する。

大野議員：本年度は体育館で避難所設営訓練を実施するそうなので、見学したい。

宮川会長：全体のタイムスケジュールが未定のようなので、後日配布する。積極的にご参加を。

8 協議事項

(1) 委員会代表質問の取扱いについて

宮川会長：議会基本条例第21条の第1項と第2項の間に「委員会は所管事項に対して積極的な政策提案を行うため委員会代表質問を行うことができる」という項目を入れてはどうかと提案をした。

大野議員：可児市議会基本条例に書いてある「常任委員会を代表する議員は本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる」という文章にするのか、協議して岩倉に合った文章で入れることができるかという提案である。

宮川会長：委員会代表質問をすることができるという規定であるので、必ずしもやらなくてはいけないというものではない。細部に関しては協議する

ことになるが、これを入れることに関して意見があればいただきたい。

梅村副会長：委員会代表質問は毎定例会やっていたのか。

宮川会長：1年の流れの中で5月もしくは6月議会までの間に委員会の所管、研究テーマが定められる。それに基づいて視察をして、9月もしくは12月がいちばん良いタイミングだと思う。3月は会派代表質問があるのでそれに加えてというのは日程的に難しいと思う。この条文が変わったら委員会の中で決めていただくのが良いと思う。年に1回が理想かと思う。政策提言するという部分と委員会が出すという重みを考えると、連発するようなものではないと考える。

黒川議員：宮川会長の言うとおりの考えでよろしいと思う。主に10月に常任委員会の視察が行われるので、12月定例会が良いと思う。予算編成の時期でもある。また、ふれあいトークでいただいた良い提案についても精査して委員会代表質問で取り扱ってはどうか。

榊谷議員：5月臨時会で構成が変わるが、議長が言われたような流れで、個人の見解なら12月議会でまとめることができても、10月～11月の視察を委員会総意で12月定例会に、というのは難しいと思う。3月は代表質問もある。前の流れで考えると健康都市宣言のところで、2年前に視察で千葉へ行って、次の年の1月か2月に大府市へ行って、担当課と協議をして、3月に今年の予算でというかたちでなったと思う。

黒川議員：いつ、と決め打ちせず各定例会で判断して、やれるなら12月で、予算編成時期でもあるので有効性もあると思って12月と言った。

宮川会長：榊谷議員が言われたように2年間くらいかけて練り上げて提案していくことも大切だと思う。代表質問が目的化しては意味がないので、各委員会で判断してまとめることが良いやり方だと思う。毎年出さなければいけないというものでもないと思う。

堀議員：政策形成サイクルのイメージを共有化したい。確かに毎年やる必要はないが、一般質問する時に視察をネタにすることがあるが、その重みを一層持たせるために、委員会として議論して、委員会代表質問というかたちで次年度の政策に結びつけることができれば良いという提案だと思う。時間がないからというのは消極的な言い訳。やるなら視察が終わってから委員会で議論を尽くす必要がある。もしだめだったら次年度になると思う。やる気がないと条文だけになってしまう。

鈴木議員：視察はそれぞれの思いがあって、テーマもそれぞれ違う。委員会で統一してとなるとだいぶ揉まなきゃ難しいと思う。榊谷議員が言うように12月は厳しいと思う。例えば9月に請願や陳情があるのでそれをテーマにして委員会でまとめる。視察も大事だと思うが、それは個人が取り

入れて一般質問の中でやっていけばいい。

大野議員：それは常任委員会で揉む。例えば、良い視察の時はその日の夜は議論になるが、そういったことを正式に委員会としてやるのが正しいのかなど。ふれあいトークでみなさんからいただいた意見で常任委員会として採り上げようという課題もあると思う。常任委員会で協議してどのようなかたちにしていくのかを考えていけばいい。政策のサイクルに入るような時期に提言していくのがいい。

木村議員：行政視察で共通して感じたものはあって、それをまとめて、やれないことはないと思う。スケジュール等、決めなくてはいけない細かいことがたくさんあるので、改選後にするのか、今年度中に試行するのかを今日議論しておかなければと思う。

宮川会長：私見だが、議会改革全般において、議会の権限と議長の権限、委員会のあり方と委員長の権限、というところをどう浮き彫りにしていくかが一つの課題である。責任の所在をどうするのかということ。常任委員会が所管事項に対してどこまで深く掘り下げることができるか、一定の成果物としての委員会代表質問だと思う。制度は作って、取り組みやすい課題は委員会によって違うと思うので、財務委員会は幅が広すぎてこの前も課題を絞り込むことができなかつた。委員会の取組みのあり方に委ねられる。明確に決めておくべきというご意見もあるので、それは否定するものではない。

堀議員：改選後に委ねるとするのは責任の先送りみたいで嫌だし、議長の意向では今期中に足を踏み出すという言葉聞いて、やってみることが大事だと思う。

鈴木議員：財務の話が出たが、財務は視察も行かないし全体で協議する話である。財務も全員でテーマを決めてとなると厳しいと思う。

宮川会長：常任委員会を代表するというのがあったので、常任委員会というくくりの中で考えるとそういう課題も出てくる。必ずやらなければいけないという規定にしないのは、そういう部分もある。

堀議員：例えば財務でいうと、中長期の財政計画はずっと話し合っただ必要だという意見が多かった。材料としてはなくはないと思う。

黒川議員：幅広く捉えて、従来のように政策提言もできるし、執行機関と質疑応答を通じて議論を深めることもできる。制度上担保する。

宮川会長：今のところ否定的な意見はないので、制度上は作っていきたいと思う。条文のたたき台を作って、最終的には議会運営委員会で決めることになる。どの協議会がいいか。

黒川議員：機関として決めてもいいが、一方的にやるというのも執行機関に

対して失礼なので、どういう主旨でやるのかは、部長会で説明が必要だと思う。

宮川会長：条文を固める前に執行機関との話し合いの場を設ける。条文に関しては議会運営委員会にお願いする。

黒川議員：議会運営委員会のメンバーは各会派から出ているので、手続きは議会運営委員会が所管であるので、議会運営委員会プラス正副議長ということでしょうか。

宮川会長：執行機関との話か。了解した。一連の流れはそういうことで。欠席者に伝えておいてほしい。

(2) 今後の課題について

宮川会長：「平成30年度議会基本条例推進協議会の取組状況」について。

今年度取り扱うべき課題を募集したところ、数名の方から30項目以上いただいた。多岐にわたりすぎていて焦点がぼけてしまうのが怖い。プロジェクトチームで動いているので、後に続く課題が目白押しであるので、各プロジェクトチームに次の課題を投げかけるので協力していただきたい。

梅村副会長：協議会の取組みがどうなっているかを整理したほうがいい。今期は12月までに実施を終えるという雰囲気もあるので、結構な取組みの題材が出ている。ふれあいトーク、市民活動支援センターからも申し入れがあり追加される。これでいっぱい状態であると感じている。

大野議員：ふれあいトークだが、議会報告会が11月で終わっているが、2月の予算審議前の議会報告会も他市議会から高い評価を受けているので、2月の予算審議前の議会報告会を入れていただきたい。

宮川会長：明確なタイミングはここで決められないが、昨年度に続いて今年度もということで、あり方も進め方も含めて、今後の課題ということで載せたいと思う。11月の取組みに関してはどうか。決算を受けての報告及び2月もということでいいか。

大野議員：11月の議会報告会は9月定例会で行政評価に対して議会として取り組んだ課題について議論があったのか報告して市民から意見を聞く。テーマ10個くらいに対してこういった議論がありましたという報告をして、議会としてこういう評価をしていますと報告して、市民から意見を聞く。

黒川議員：基本的にはそうだと思う。昨年は9月決算の後、政策提言のための努力をした。新年度の予算につなげていくための重要なやり方だと思う。昨年は試行的にやってくださいということでやっていただいた。今回は市民のみなさんにこういう政策提言を考えていますということ投げかけ

てみるのも良いと思う。

宮川議員：全員参加の委員会なのでとりまとめが難しい。みなさんと協議をしつつもう少し具体的な提案ができるように意見を集約したい。この件に関しては財務の委員長が中心にやっていただくことになる。よろしいか。

関戸議員：（音声不明瞭）

木村議員：議会事務局の充実強化を考えていかなければいけない問題である。こういうことをやっていく中で議会事務局の業務が増えていく。議会事務局も議会基本条例を推進する立場であることを議会基本条例の中で明確にする必要があると思う。手法としては議会基本条例の条文を変えること、執行機関に対して議会事務局の充実強化についての要望書を出すことなどやったほうが良いと思う。

宮川議員：この件については他の議員からも出ている。増員も含めて、作業量が増えているので、課題としては投げかけられている。

大野議員：視察が今年度は20議会を超えそうである。視察の準備に1時間、視察中の2時間、2人の職員で計60時間、視察だけで8日分かかっている。岩倉市議会では会議が多いので仕事量がある。任期付き職員かパート職員か、基本的には職員の増員を求めつつ、最終的には製本とか対応していただける、議事録を作っていたできるように。昨日の田原市議会は、6人体制だからできるが4人ではできないと言われた。早急に議会事務局の体制強化をみなさんで合意して議会運営なり議長のもとで整理していただいて、増員を計ることを目指していただきたい。

宮川議員：過去に愛知県市議会議長会の当番市の時は1名増員されていた。現在の事務量は当時よりも明らかに増加している。反対する者はいないので、議長の下で、もしくはもう少し詰めるか。

黒川議員：毎年4月に次年度の職員体制の要望調査はしており、従来から職員増が基本であると申し入れているが、具体的に事務量を示すよう言われる。それらを示すのは難しいので、当面は実績を示していこうということで、議会サポーター制度も市長にお願いする動機づけになると思う。この4月は、直接職員増を要望したのではなく、パート職員について。月3日議事録を作るのに来ていただいているが、それ以外でもパート職員にできることがあれば言えば、秘書企画課でパートの派遣を増やしていただくことも可能だと。事務局にはどの仕事をパートにやってもらうか、仕事の割り当ての区分の難しさがある。事務局とも話をする。

木村議員：要望4項目出して、加えて要望したいのは一定期間の職員配置が必要だと思う。2年程度で交代では蓄積がない。新規採用職員を配置することがないよう、改めてくぎを刺しておいたほうが良い。

宮川議員：今の意見をふまえて議長のもとで事務局との調整を図り、明文化できるものに関しては明文化していく。副議長が言われた内容だが、目の前のことで作業量が増えている。この件については事務局から直接執行機関に要望するのは難しいと思うので、議長と話し合っ、議長からパートを派遣してもらう手続がとれるようにしていただきたい。

堀議員：それは弱すぎる。愛知県下で4人体制の議会事務局は岩倉市しかない。局長が部長級でないのも岩倉市だけ。作業量のデータの蓄積ができていないという話だが、できると思う。データで示すことが必要である。それは議会事務局がやらなければいけないと思う。事務局も一体となって議会改革を推進していくという思いでつくってほしい。

議会事務局長：作業量を示すことは必須。現在、算定しているところで、近々、秘書企画課長と話をしようと思っている。

宮川会長：来年度の増員とは別に、今まさに作業量が増えている、全国的に注目を浴びている今がチャンスなので、機を逸しないように進めていただきたい。当面必要な人員の確保も念頭において交渉していただきたい。

榭谷議員：木村議員が言われた議会事務局の体制整備の第6章第23条について、逐条解説をプラスして出されると思うが、23条をふくらます話をされている内容も早急に今やられることを重ねて願います。

櫻井議員：議会運営委員会の中の、委員長報告のあり方とは。

梅村副会長：一般質問の日程を変更するにあたり、委員長自ら委員長報告を作成すれば短縮できる。

(発言する者多数)

黒川議員：委員長報告というのは各自治体議会によって様々。一般的に言えることは、報告文書を議長にあげる、簡単な一覧を議長に出す。岩倉市は、質疑まで踏み込んで論点になっているところまで委員長報告で述べている。これをやろうとすると委員長自ら作成すると、当日は指揮するだけで精一杯。副委員長が補佐するといっても副委員長は質疑しなければいけない。結局はテープからおこす。どうしても出来る人と出来ない人が出てきてしまうのではないか。客観的に述べるには議事録からポイントを抽出して報告するほうがより正確性があるのではないか。議会運営委員会でもまとまっていない。

宮川会長：多くの経緯があつて今の形ができあがってきたと理解している。今のやり方を是とするなら、どういふかたちで進めていくかが今後の課題になる。金をかければ早くできる。議会運営委員会で話し合っている最中なので、委ねたい。

木村議員：一般質問の日程だけでなく、議会運営そのものに関わってくる。

例えば、議会だよりの編集にも関わってくるし、市民も予備日が多すぎるのではないかという意見がある。一定の方向性を決めて早く取り組んできたい。

宮川会長：梶谷議員から指摘があった基本条例第23条の変更課題についてはどのように諮るか。

木村議員：第23条は議会事務局の役割の一部だけを採り上げて1項で言って、2項で議会としてその体制強化を認めることを言っている。議会運営をサポートする役割だけでなく、執行機関と議会の間を結ぶ役割とか、市民と議会を結ぶ役割とかが求められていくと思うので、条文に入れてこういう役割が議会事務局にはあると付け足したい。

宮川会長：方向性に関して異論はないと思うが、どの時期にどのように進めていくか。

(発言する者多数)

宮川会長：なんのたたき台もないままに15人で話していても出ないので、まずはチームで検討を。

・桜並木保存会とのふれあいトークについて

司会：大野 記録：木村 写真：宮川

・稲荷、鈴井、泉、中野町とのふれあいトークについて

宮川会長：区の行事に合わせて開催する。

・議会講演会

10月13日(土)午後2時からで決定。講師は牧瀬稔先生、場所は未定。9月号の市の広報に間に合わないので、move it等で広報する。窓口は広報委員会。

・高校生議会について

大野議員：明日、岩倉総合高校の校長先生にお願いに行く。8月に実施したが、タイトなスケジュールなので、遅くなるかも。

黒川議員：高校からのご意見もあるだろうから、実現に向けて努力する。

堀議員：10グループ20人、原則2人1グループのイメージは。

大野議員：1人のかかえてしまうとワークショップを開けなくなるので、2人1組か3人1組になるかもしれない。みんなで考えた中で提案するというかたちをとりたい。

堀議員：ワークショップは普通4～5人で実施しないか。

大野議員：それも含めて明日、校長先生と相談する。案なので。

櫻井議員：「高校生議会開催ガイドライン（案）」（８）の議長は市議会で行う、とは。

黒川議員：議長役は、市議会で行うということ。なお、ワークショップは議員も入って実施することを想定しているので、高校生は２名程度ということ。裏面に議員の役割が書いてある。

梅村議員：「※円滑な～事前に提案の骨子を配布する」の提案の骨子とはどんなものか。

大野議員：高校生が考えたものを配布できるようにする。

梅村議員：対象者が岩倉総合高校に在籍する生徒になっているが、目的からいくと地域に関心や愛着を持ったり、岩倉市に住み続けたいという目的だと、岩倉市在住の方のほうがスムーズとは思いますが、どのように考えるか。

大野議員：３月に希望の家で実施したワークショップは、市内在住の高校生を集めていたが、２０人というのは出来るだけ岩倉市在住の生徒がいいと思うが、条例では通学している人も市民。

櫻井議員：「（３）※終了後に議会広報委員会による取材」は、広報委員会が高校生に取材をするのか、マスコミの取材を受けるのか。

大野議員：議会だよりに載せるために、取材をしてほしいというお願い。当然、新聞社への報道通知もする。

（３）その他

・機能強化チーム

鬼頭チーム長：議会サポーターは、無作為抽出から９名、公募が４～５名。公募の方は、来た人を全部受け入れる。締め切りは７月１７日。説明会は今月３回行う。明日のチーム会議で最終的な決定をする。議会の機能強化については、議会サポーターのきりが付いてからとなる。

黒川議員：無作為抽出の結果９名の応募があった、配布した一覧表は個人情報なので取扱いに注意。２０代はいないがいろんな年代の方、男性５名、女性４名でバランスがいい。

・ICTチーム

鈴木チーム長：議会運営委員会に諮っているので、委員長から。

堀議会運営委員会委員長：議会運営委員会を開催してICTの関係のタブレットの導入について話し合った。時期早尚という意見もあったが、まずは実施計画にあげていく。資料やデータを蓄積していく。

梅村副会長：議会費を使うということで慎重にならなくてはいけないと思う。

議案として挙げたら、基本的には総意で挙げたものだから、議論する場がない。実施計画に挙げる前の今しか議会内で議論する場がない。全議員が、説明できる段階にしておくべきではないか。

堀議会運営委員会委員長：実施計画の査定をやってきたが、かなり厳しい査定である。データがないと認められないし、対市民に説明する責任が執行機関にもあるし議会にもあるので、査定が2～3回あるが、フィードバックを議会に返してもらって、議会運営委員会で議論していく。

相原議員：昨日の議会運営委員会は全会一致ではなく、議長裁定で行ったと聞いたが間違いないか。

堀議会運営委員会委員長：そのとおり。

相原議員：全員が納得しないと導入してはいけないものである。

梅村副会長：議会はチェックしていくところなので、議会の中で精査をして挙げていかないと。

木村議員：昨日の議会運営委員会でいろいろな意見が出て、タブレットを導入することの根拠をしっかりと持つことが重要というのが共通認識になった。ペーパーレスでどういう効果があるか、議会費を、政務活動費をどう使うのか、議員個人が負担するものがあるのかを議論をしていかなければいけない。資料も出す必要がある。市民に説明できるような資料も作成しようと昨日決定した。全会一致であげていくのは必要なことだと思うが、時間的な制約もあるが、集中して議論する場を作ったほうがいい。

宮川会長：セキュリティの問題もあるし、どこまでかけるか大きな課題である。過去の実施計画など新人議員は手もとに無いものがいっぱいある。そういうものを増刷するよりデータで持ったほうがいい。データベース化して持って見られる状態にすることは大切だと思う。それもIT化の一つだと思う。それをタブレットで見られるのは別の課題として、過去の資料・計画をどう議会として情報として蓄積していくかは大きな課題。誰に聞かれてもみなさんが同じように答えられるような素養は持っていてもらいたい、そういう議論ができるようにしていきたいと思う。全員がもろ手を挙げてという状況ではないが、何が最善なのか意見を出していただきたい。

伊藤議員：議会費であげるということは、市民に負担をかけるということである。個人負担でできないだろうか。個人で購入するという議論はなかったか。

宮川会長：他の議会でも同じような課題として出ているので、賛否あることは前例としてあるので、データとしては示すことができる。その上で何が良いのかという話である。

伊藤議員：かなりの金額の負担がかかるので、きちんとなしないと市民のみな

さんに説明しにくいと思う。

梅村副会長：セルラーにしたのか。

宮川会長：それが良いのではないかという提案があったようだ。

大野議員：実施計画には大きくあげて、これから審議すればいい。

(音声不明瞭)

梅村副会長：議論をしていかなければいけないということは共通理解だと思
う。そういった状態で執行機関に出してしまっても大丈夫だろうか。

宮川会長：費用対効果である。それを説明できる状況にしていかなければい
けない。IT化について議会が入れるのが良いか悪いかというのはあるが、
同じように市の行政機関が年間1億円以上かけている、それを我々が同じ
ような議論を進めてきたかという我々も反省点はある。国が言うから1
億かけてもいいという話にはならない。同じように議論はしていかなけれ
ばいけない。

木村議員：タブレットを導入する方向性はみんな合意していると今日まとめ
ておかないと。時期早尚といっても最終的には入れたいという思いがある
ので、そこは確認して、執行機関とよく話をして、どういうデータを入れ
てもらえるか、そういう話し合いを議会運営委員会でやっというこ
とを確認している。

宮川会長：以前この場で確認したのはそういう部分で、細部に関しては決ま
ってないし、日程がタイトな状況であるので、15人で言っているよりは
集中して責任をもった議決機関である委員会に委ねたほうがいいという
確認のもとで、議会運営委員会に流している。是非を含めて議会運営委員
会で議論するという意味合いで協議会から議会運営委員会に投げたとい
う位置づけである。ありきということではない。ちゃんと議論した上で進
めないといけない。

梅村副会長：ちゃんと調査をした上でやっというかないと、審査機関である議
会の信頼が揺らいでしまわないか危惧するところ。

・逐条解説チーム

梅村チーム長：2回開催した。すべての条項の見直し案を作成した。資料の
とおりである。次回以降ご意見をいただきたい。チームの中で不安な点は
3箇所ある。8条について、条文と同じ内容になってしまう。10条につ
いて、具体例を入れるかどうか全体で協議したい。15条について、公正・
透明性とあるがさらに良い表現はないか。

宮川会長：この件について、次の協議会の項目に入れるので、それまでに読
み込んで意見を出していただきたい。

・行政評価チーム

木村チーム長：飯田市議会への視察後に検討。

・文書質問取扱要綱について

大野議員：三重県のある市議会のものを参考に要綱案を作った。

堀議員：条文にあるのに、なぜ文書質問を実施してこなかったのかという点をまず顧みる必要があるのでは。

大野議員：顧みる必要はあるだろうが、書式が決まっていなかったとか、議論は議会基本条例推進協議会でも課題で挙げたままだったが、ここで文書質問の取り扱いを決めて始めましょうと、案として出した。

宮川会長：この条文をいれた経緯を説明したい。以前はパワハラのごとく一定の議員が職場に行き怒鳴って無理矢理に方向性を変えさせてきたような事例があった。そういったことを避けるために、本来の文書質問の主旨は議員の権利をとることが重きを置いているが、岩倉市議会でも文書質問の条項を入れたのは、パワハラを防止する為に、職員に対しての権利、議員が口頭で言ったことに、書面でもらわないと正式な回答は出せないとするために、職員を守るためにこの条項を入れた。お守り状態で、職員も書面でもらうとは言いつらく、議員もそのことに関して具体的な事例に踏み込んでこなかったというのが今までの経緯。今回、本来の文書質問のあり方に根付いて制度化していくのであればいいと思う。方向性が変わるし、現実味を帯びてくる。あり方や内容について精査していただきたい。

大野議員：第2条3項は間違い。削る。

(音声不明瞭)

堀議員：国会は、開会中は文書質問できるという規定があるので、そこから作ったと思う。パワハラ防止は4号。議案審査を活性化するための条文である。事前に質問して深める為のものとして理解していた。

宮川会長：本来のあり方を要綱の中で定義づけていく。精読して質問してほしい。

・ふれあいトーク回答について

別紙の赤字の部分参照。

宮川会長：全部やれないので、来週の土日にもっていくので、今週中に気づいた点があれば事務局に伝えて。

9 その他

鈴木議員：議会基本条例第16条で、第96条2項の議決事項とある。都市計画のマスタープランというのがあって、我々はこれを示されていない。10年後ということで平成32年度に見直される。この基本計画とかは議決案件になっているが、マスタープランもそれに準ずるもの。マスタープランは都市計画法で18条2項に含まれている。これも議決案件にすべきではないか。もう1点、公共施設の再配置を協議しているが、これも議決は関係ないので協議のみしているが、中身に問題があるのではないか。それを指摘しても今の状況だと修正できないので、これも議決案件として取り扱うべきではないか。これについて協議していただきたい。

榊谷議員：16条に関しては、これを作ったときにどこまでを議決案件にするか、すべての計画がどうなっているのか、全部出してもらって、いろいろ出ているいろいろ精査して決めたが、その時から議員もかわっているし、改めてすべて見直しをしてもいいと思う。

堀議員：執行機関の部長会との調整で決めてきたので、今の2項も含めて、もう1点、以前の多額の寄附の議会の審議をとらない件も議決要件にすべきだと思うので、それも含めて議論していただきたい。

宮川会長：是非を含めてという話。現在進行形の計画・近年中に見直される計画をリストアップすることから始めたい。よろしいか。マスタープランに関して、都市計画法上、議会に附するという表現である。法律の中で議会に附する案件という表現がされているので、議会として、執行部としてどのようにとらえるのかが課題となる。法律ではやらなくては行けないと読み取れなくは無いが、岩倉市議会では取り扱っていない。

堀議員：それは違う。基本構想は議会に附する、基本構想に基づいて基本方針を策定しなければならないと書いてある。基本構想というのは、ほかの自治体では押しなべて総合計画の基本構想を指していると解釈している。

黒川議員：他市の実情等の調査研究を行ってから議論してほしい。

宮川会長：という意見があったので、そこから始める。また、計画のリストアップをする。

次回：8月6日（月）午後1時10分から